

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

－ 2024年 卯月号 －



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail lk@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

給与計算の際の定額減税対応

所得税の定額減税が決まり、今年**6月1日以後最初に支払われる給与・賞与**の源泉所得税等の額から、順次、減税額を満額に至るまで控除していく必要があります。控除される額は、従業員**本人が3万円**のほか、同一生計配偶者及び扶養親族も1人につき3万円となっており、**従業員ごとに減税額の確認が必要**です。

給与計算や年末調整に大きな影響がありますので、国税庁の定額減税についてのHPのリンクをご案内します。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/01.htm>

定額減税の特設サイトも設けられており、解説動画やQ&Aなども、随時更新されています。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

なお、住民税の定額減税については、給与から控除する特別徴収を行っている場合、**6月の給与からは特別徴収を行わず**、減税後の住民税の額の11分の1の額を7月から来年5月まで、毎月控除する予定になっています。

労働条件通知書を確認しましょう

事務所ニュース冬号でもお知らせしたとおり、今年**4月から労働条件明示のルールが変更**されています。

新たな労働契約の締結時と更新の際に、明示ルールに対応した労働条件通知書を作成することになりますが、その際に**他の項目も、以前の法改正に対応できているか**を確認しましょう。

例えば、月60時間超の残業割増賃金率も2023年4月1日から大企業、中小企業ともに**50%以上必要**となっています。

また、**パートタイム労働者や有期雇用労働者については、昇給・賞与・退職金の有無**と「雇用管理の改善等に関する事項に係る**相談窓口**」の**明示**が必要です。

ご不明の点がございましたら、弊所にお問い合わせください。

高齢雇用継続給付の支給率が下がります

現在、雇用保険の被保険者の60歳～65歳までの賃金が、60歳到達時の61%以下になった場合、減少した率に応じて最大15%相当額が高齢雇用継続給付として支給されています。

来年(令和7年)4月から、この最大給付率が15%から10%に引き下げられ、将来的には、段階的に縮小し、廃止も含めて見直されます。

給付縮小に伴い、現行の賃金制度や高齢者の処遇について、同一労働同一賃金の原則も踏まえながら見直す企業が増えていきます。年齢に関わらず働きやすい環境の整備が求められます。

執筆しました

家村が、「公益・一般法人」という全国公益法人協会発行の専門誌に、記事を執筆しました。タイトルは「**感染症流行時に求められる労務対応**」です。感染症による欠勤対応や休業手当の実務について、現場で役立つ内容となっております。4月15日号に掲載予定ですので、ご興味のある方はお問い合わせください。

弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話、緊急時は家村携帯**09035225025**までお願いします。ZoomやWebex等の面談にも対応しております。

電子申請

なら



弊所にお任せください。